主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

職権により調査すると、被疑者は昭和五八年七月八日釈放されたことが明らかであるから、本件抗告は現在においては法律上の利益を欠き、不適法である。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五八年七月一九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	横	井	大	Ξ
裁判官	木戸	= □	久	治
裁判官	安	畄	滿	彦